

令和6年度 佐世保市子育て応援住宅支援事業

安心して子育てができる住環境整備のため、多子世帯や新たに職住近接又は育住近接（3世代同居・近居を含む）をするための中古住宅の取得や住宅の改修を支援します！

事業の目的

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備を支援することで、出生率の向上や子育て環境の充実を図ります。



多子世帯



職住近接・育住近接（3世代同居・近居を含む）



対象者

(1)多子世帯

- ①同居する18歳未満の子が3人以上（妊娠中を含む）の世帯
- ②同居する18歳未満の子が2人で更なる妊娠・出産を希望する世帯



(2)新たに職住近接をする世帯

- 18歳未満の子のいる世帯（ひとり親世帯又は共働き世帯（予定を含む））で、
- ①親（夫婦のいずれか一方）が通う職場に近接した住宅に居住する世帯
※近接・・・通勤時間が従前より短くなるものに限ります。
 - ②転居した住宅に夫婦のいずれかの職場を設けて居住する世帯

(3)新たに育住近接をする世帯

- ①小学生以下の子がいる世帯（ひとり親世帯又は共働き世帯（予定を含む））で、保育園、幼稚園、小学校等に近接した住宅に居住する世帯
※近接・・・通学時間が従前より短くなるものに限ります。
- ②小学生以下の子がいる世帯で、新たに3世代で同居又は近居する世帯



子育て世帯

3世代

新たに同居又は近居

親等の世帯



小学生以下の子がいる子育て中の世帯



子育て世帯を支援する世帯（子育て世帯の父母、おじおば、祖父母など）

補助メニュー・補助額

【注意】

市の交付決定を受ける前に、契約・工事着手すると補助の対象になりません。

対象者	メニュー	補助額※7
多子世帯	①中古住宅を取得 ②取得時のリフォーム工事※4※5	対象経費の 補助率1/5 (上限40万円※8)
職住近接・育住近接※1 (3世代同居・近居を含む)※2※3	①中古住宅を取得 ②転居時のリフォーム工事※4※5※6	

※1 近接とは、従前より通勤・通学時間が短くなることです。

※2 令和6年3月31日以前に同居・近居している場合は、補助の対象になりません。

※3 3世代近居の範囲は、同一中学校区または隣接する小学校区内に限ります。

※4 リフォーム工事については、本内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限ります。

※5 対象となる工事は、①間取りの変更等 ②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設 ③バリアフリー改修

④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修 ⑤浄化槽の設置・入れ替え で、性能向上に資するものです。

※6 職住近接で、親（夫婦のいずれか一方）の職場を住宅に設ける場合は、職場となる部分の改修工事費（※5）も対象となります。

※7 災害リスクの高いエリア（土砂災害特別警戒区域）内にある住宅は、補助の対象になりません。

※8 申請者が「子育て応援団体」に所属している場合は、補助額の上限が44万円となる場合があります。

【申し込み先】 佐世保市 都市整備部 都市政策課 TEL:0956-24-1111(内線2807)

申請相談時 簡易チェックリスト

欄 【共通事項】

- ・改修工事の場合、工事請負契約前である。又は 住宅の取得の場合、売買契約の前である。
- ・物件は、一戸建て住宅である。又は 共同住宅等で居住の用に供する専用部分である。
(多子世帯として申請する場合、面積は60平方メートル以上である。)
- ・対象住宅は災害リスクが高いエリアの外である。
- ・持ち家から住み替える場合は、新たな空家等を生じさせないよう努めることを誓約できる。
- ・市区町村税を滞納していない。(入居者全員の滞納が無いことの証明書が必要です。市民税課で取得)
- ・他の補助金等の交付がない。又は他の補助金等の対象となる場合は、補助対象となる経費を区分できる。
- ・申請者が町内会に加入することを誓約できる。
- ・令和7年1月末までに完了し完了報告書を提出できる。
- ・補助事業完了後、10年以上は補助対象の住宅に居住することを誓約できる。

提出書類が揃えられない場合、補助を受けられません。提出書類一覧表(申請時・完了時)

欄 【補助対象者】

- ・職場や保育園等、親等の世帯が住む住宅に近接することになる。(同居する世帯及び多子世帯は除く)
- ・同居の場合、親等世帯と子育て世帯が既に同居していない。

欄 【中古住宅取得の場合】

- ・3親等以内の者の所有する住宅ではない。
- ・近居の場合は、取得する中古住宅が、親世帯住宅又は子世帯住宅と同一中学校校区又は隣接する小学校校区にある。※校区どちらか一方が市外となる場合は対象外

欄 【改修工事の場合】

- ・施工者は市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人である。
- ・改修工事の内容が以下に該当する。
 - ・間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設
 - ・設備(キッチン、浴室、トイレ、洗面所)の改修又は増設
 - ・バリアフリーリフォーム
 - ・通路又は出入口の幅を拡張する工事/階段の勾配を緩和する工事/手すりを取り付ける工事/段差を解消する工事/出入口の戸を改良する工事/床の材料を滑りにくいものに取り替える工事)
 - ・断熱改修(屋根・天井、外壁、床の断熱改修/窓の断熱改修)
 - ・浄化槽の設置又は入れ替え

設備：電気温水器は対象外
改修：間取の変更や、増築を伴わない塗装や壁紙などの張替え工事は、対象外となります。また、断熱は部屋の全面に施工場合に限ります。

※簡易チェックリスト以外にも、確認項目がございますので、実際の申し込みに際しては、申請様式記載の誓約事項、および補助金実施要項をご確認ください。

《佐世保市と住宅金融支援機構の連携》

本事業の対象となる住宅取得もしくは改修工事において、住宅ローン【フラット35】を利用する場合、借入金利が一定期間引き下げられます。詳しくは、「住宅金融支援機構 九州支店 地域連携グループ」へお問い合わせください。

申請から補助金支払までの流れ

